

事 務 連 絡

平成23年3月18日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局

監視指導・麻薬対策課長

東北地方太平洋沖地震に係る医薬品等支援物資について（依頼）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び関連する津波等による被災に関し、医薬品等を含む支援物資が諸外国から本邦に到着しております。

これらの支援物資の輸入については、いわゆる「個人輸入」として、「医薬品等輸入監視要領の改正について」（平成22年12月27日付薬食発1227第7号）に基づき、輸入者が、通関前に、地方厚生局に対し、医薬品等輸入報告書の届出を行っていただく必要がありますが、受取先が特定されておらず、届出が行われない支援物資が多数見られる状況となっております。

支援物資を迅速に被災地に届ける必要性に鑑み、当分の間、被災者向けの支援物資については、医薬品等が梱包されていても、書類の確認を行わず通関することとしました。

貴都道府県の薬務担当者におかれましては、災害担当部署と連携の上、受領した支援物資に医薬品等が梱包されていた場合は、その品目名及び数量についてご確認いただき、その結果を当課（連絡先は下記のとおり）まで報告いただきますようお願いいたします。

連絡先：医薬食品局監視指導・麻薬対策課輸入監視係

電話 03-3595-2436 FAX03-3501-0034

事 務 連 絡

平成23年3月18日

財務省関税局業務課長 殿

厚生労働省医薬食品局

監視指導・麻薬対策課長

東北地方太平洋沖地震に係る医薬品等支援物資の通関について（依頼）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び関連する津波等による被災に関し、諸外国からの医薬品等を含む支援物資が到着しております。

薬事法の規制対象物については、「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に基づき、確認いただいているところですが、供与先が特定されていない支援物資については、本来、輸入者が行うべき事前の確認書類の届出が行えません。

このため、当分の間、被災者向けの医薬品等の支援物資に関しては、輸入後に都道府県を通じて当課に報告をいただくこととし、書類の確認を要せず通関させていただくようお願いいたします。

また、迅速な物資の供給が必要とされていることから、取扱要領に基づく確認書類についても、項目や添付書類の簡素化、写しによる確認となる場合がございますので、ご理解の程お願いいたします。